

「滋賀県食育推進計画」の改定について

1. 趣旨

滋賀県では、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことをめざして「滋賀県食育推進計画」を策定し、子どもたちの体験を通じた食育、生活習慣病予防のための食育、ライフステージに応じた食育をすべての食育関係者が連携協力のもと県民運動として展開する体制を整備してきた。

平成27年度に国が策定した「第3次食育推進基本計画」を踏まえ、次期計画では、子どもたちの体験を通じた食育をさらに進めるとともに、食に関する課題が特に多い若い世代への食育を全ての食育関係者と連携協力しながら推進する。

2. 計画の位置づけ

食育基本法第17条第1項の規定に基づく都道府県食育推進計画

3. 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)の6年間とする。

4. スケジュール

平成29年	7月	食育推進協議会(現計画評価について意見聴取)
	9月	食育推進協議会(次期計画への意見聴取)
	10月	厚生・産業常任委員会に報告(骨子案)
	12月	厚生・産業常任委員会に報告(素案)
	12月～平成30年1月	県民政策コメント・各市町への意見照会
平成30年	2月	食育推進協議会(計画推進に向けた意見聴取)
	3月	厚生・産業常任委員会に報告(案)
	〃	計画策定

「滋賀県食育推進計画」の骨子案

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成27年度に国が策定した「第3次食育推進基本計画」を踏まえ、子どもたちの体験を通じた食育をさらに進めるとともに、食に関する課題が特に多い若い世代への食育を全ての食育関係者と連携協力しながら推進する。

2. 計画の位置づけ

食育基本法第17条第1項の規定に基づく都道府県食育推進計画

3. 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)の6年間とする。

第2章 食をめぐる現状と課題

1. これまでの食育の取組状況

2. 滋賀県食育推進計画(第2次)目標項目の評価と課題

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～食で育む 元気でこころ豊かにくらす滋賀～

2. 基本施策と食育を進める3つの視点

- ・子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進
- ・地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進
- ・県民との協働による食育運動の展開

第4章 施策の展開

子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

- (1)家庭における食育推進
- (2)学校、保育所等における食育推進
- (3)生活習慣病予防のための食育推進
- (4)豊かな高齢期のための食育推進
- (5)情報の共有・発信

地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進

- (1)もったいないの心と地域の食文化の継承
- (2)地産地消の推進
- (3)生産者と消費者の交流促進
- (4)安心・安全で琵琶湖にやさしい「環境こだわり農業」の推進

県民との協働による食育運動の展開

- (1)食育推進体制の整備
- (2)食育推進活動者の育成・支援
- (3)食育推進運動の普及・定着

第5章 食育の推進に向けて

- (1)食育推進の体制と役割
- (2)計画の進行管理
- (3)計画推進に向けた指標と数値目標

【改定のポイント】

- 国の第三次食育推進基本計画の重点課題と連動
- 若い世代(主に20歳代、30歳代)への食育推進
 - 環境に配慮した食生活の推進
 - 淡海子ども食堂等による食育推進活動の展開